

15 鉱業法

〔鉱業権の許可〕（第21条）

<p>法の趣旨</p>	<p>鉱物資源を合理的に開発することによって、公共の福祉の増進に寄与する。具体的には、鉱業と一般公益及びその他の産業との間の調整を図りながら鉱物資源を無駄なく経済的、効率的に開発することによって、国民経済に寄与し社会生活に役立てる。</p>
<p>許可の必要な行為</p>	<p>鉱業権を取得しようとする場合</p> <p>※ 鉱業権とは？</p> <p>鉱区（登録を受けた一定の区域）内で鉱物を探鉱し採掘取得する独占的排他的権利である。土地所有権とは別個の形で権利の行使が認められており、たとえ土地所有者といえども、鉱業権を取得しなければ、鉱物の掘採はできない。</p> <p>鉱業権には、試掘権と採掘権の2種類がある。</p> <p>（1）試掘権</p> <p>試掘権は、鉱物の探査（鉱物の有無、品質、鉱量、稼働の適否等の調査探鉱）をするための権利で採掘権の準備的行為であり、試掘により鉱物が出た場合は採取することもできるが、本格的な掘採は採掘権によらなければならない。</p> <p>そのため試掘権は設定できる期間が限定されており、その存続期間は登録の日から2年間であるが、さらに探鉱を継続する必要があるときは、申請により審査のうえ、2年ずつ2回（石油は3回）の延長が認められる。</p> <p>（2）採掘権</p> <p>鉱物の存在が明らかで鉱量、品質等からみて採掘に適しているときに成立する権利で、鉱業権者はこの権利の取得によって、本格的な鉱物の掘採、取得を行うことができる。</p> <p>鉱業法の適用を受ける鉱物は、次の40種類である。</p> <p>（金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ひ鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄、石こう、重晶石、明ばん石、ほたる石、石綿、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土（ゼーゲルコーン番号31以上の耐火度を有するものに限る。）及び砂鉱（砂金、砂鉄、砂すず等）</p>

許 可 権 者	国（法第2条により、鉱業権を賦与する権能を有するのは国である。）
許 可 基 準	<p>鉱業出願人が、日本国民または日本国の法人であること。</p> <p>なお、不許可になる場合として、</p> <p>①経済的に価値がない場合、②一般公益や他産業を害し、公共の福祉に反する場合、③他人の産業を妨害する場合、④既設の鉱区に重複する場合等がある。なお、出願があった場合は、県知事に協議されることとなる（法第24条協議）。</p>
担 当 機 関	<p>国 経済産業局 資源燃料課</p> <p>県 商工労働部 企業立地課（法第24条に係る協議のみ）</p>

手続フローチャート

